

むつ市粗大ごみ収集運搬業務委託仕様書

1. 業務の趣旨

この業務は、市民の日常生活に直結しており、住民サービスに徹することを第一義とし、安定的にサービスを提供しなければならない。

また、家庭から排出される廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的としている。

2. 業務の実施

この業務は、むつ市（以下「発注者」という。）が指示する業務の範囲内において、事業協同組合の構成員であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合し、廃棄物の収集運搬の経験を1年以上有するむつ市一般廃棄物収集運搬業の許可事業者のうちから、実際に業務を実施する者（以下「業務実施者」という。）を定め、「委託業務実施者の届」により発注者に届け出た上で、業務実施者が実施すること。

また、実施業者を変更する場合、委託業務実施者変更申請書を提出し、市民の混乱を招かないよう、前任者と同ルート、同時間さらには、啓発シールの貼付基準を保つように十分な協議をすること。

3. 業務内容

- (1) 業務実施者は、発注者が指定した場所に分別排出された粗大ごみを定められた日及び市が別に指示する日に収集し、発注者が指定する施設まで運搬すること。
- (2) 業務実施者は、発注者が収集を指示した粗大ごみに粗大ごみ処理券（以下「処理券」という。）が貼り付けられているかを確認しなければならない。
- (3) 業務実施者は、発注者が収集を指示した粗大ごみに処理券が貼り付けされていないとき、若しくは発注者の指示なく粗大ごみの追加、変更、取り消し等があった場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- (4) 業務実施者は、発注者が指定した場所に分別排出された粗大ごみについて、市より予め提供される粗大ごみ受付処理台帳を基に、収集箇所数又は収集個数を勘案した上で、定められた日に収集が困難なことが予め想定される場合には、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

この場合において、市は年間を通じて24日を超えない範囲で、予め定められた日以外の日を臨時の収集日として指定し、定められた日に回収が困難とされた粗大ごみの回収を行わせるものとする。

4. 搬入施設

受注者又は業務実施者は、収集した粗大ごみを下北地域一般廃棄物等処理施設（以下「アックス・グリーン」という。）へ搬入することとし、その際は、当該施設係員の指示に従わなければならない。

また、アックス・グリーンにおける設備の故障等の理由により、粗大ごみをアックス・グリーン

に搬入できない場合、発注者の指示に従わなければならない。

5. 指定地区及び業務の時間等

- (1) 指定地区及び収集日は、別紙「むつ市粗大ごみ収集運搬業務委託指定地区仕様書」のとおりとする。
- (2) 業務の時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。業務時間内に、発注者より再収集の依頼等を受けた場合、発注者の指示に従うこと。
- (3) 休日は、日曜日、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）及び発注者が指定した日とする。

6. 機材及び人員

- (1) 業務実施者が業務を行うために使用する車両は、むつ市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている車両で、車体の形状が「キャブオーバー」、「ダンプ」又は「バン」であり、最大積載量が 2,000kg 以上の収集区域の道路事情に適した車両とする。ただし、冬期間の道路事情等を理由に、これを補助する目的で使用する車両（以下「補助車両」という。）及び点検整備又は修繕の際に一時的に使用する代替車両については、この限りでない。
- (2) 業務実施者は、業務を指導監督する主任者を定め、「委託業務主任者通知書」により発注者に通知しなければならない。
- (3) 業務実施者は、業務に使用する車両 1 台につき 2 人以上（運転手を含む。）の人員を配置し、業務に従事しなければならない。ただし、補助車両については、この限りでない。
- (4) 業務実施者は、業務に使用する車両及び人員等について「委託業務使用車両等届出書」により発注者に届け出なければならない。なお、届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに再度、発注者に届け出ること。
- (5) 受注者及び業務実施者は、業務に使用する車両が故障した場合等、トラブルが発生したときは、速やかに適切な措置を施すとともに、発注者に報告し、指示を受けなければならぬ。この時発生した修理費用等は受注者の負担となるため、十分注意すること。
- (6) 業務実施者は、業務に使用する車両の前後左右 4 か所に「むつ市業務委託車」と明示しなければならない。
- (7) 業務実施者は、業務に使用する車両について、自動車損害任意保険（対人無制限、対物 1 千万円以上、搭乗者障害 1 千万円以上）に加入しなければならない。

7. 業務報告

- (1) 業務実施者は、1 日の業務完了時に、その日の委託業務履行状況を記入した処理台帳を発注者に提出すること。
- (2) 業務実施者は、自然災害をはじめとする受注者又は業務実施者の責に帰することができない理由により、定められた業務の時間内に発注者が指定する施設に粗大ごみを搬入できない場合、速やかにその旨を発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

8. 費用負担

業務の履行に要する費用は、全て受注者又は業務実施者の負担とする。

9. 委託料

- (1) 受注者は、各月の業務終了後、翌月の 7 日までに請求書を発注者に提出すること。3 月については、月末までに提出すること。
- (2) 社会情勢及び発注者の指示による収集運搬経路の変更等、業務内容に変更が生じたことによつて燃料費等の必要経費に増減が生じた場合にあっても、委託料は変更しない。

10. 厳守事項

- (1) 受注者及び業務実施者は、業務を履行するに当たり、服装及び住民への対応等について十分注意を払い、発注者の品位を傷つけ、信用を失墜するような行為をしてはならない。
- (2) 業務実施者は、業務を履行するに当たり、使用車両の荷台に作業員を乗せたまま車両を走行させてはならない。
- (3) 業務実施者は、業務を履行するに当たり、粗大ごみの飛散や落下等を防止する措置を探らなければならない。
- (4) 業務実施者は、発注者が指定した場所から粗大ごみを収集した後、その周辺の清潔の保持に努めなければならない。
- (5) 業務実施者は、収集場所に排出された粗大ごみが、当市におけるごみの分別及び出し方に明らかに適合しない場合、発注者の指示に従って対応しなければならない。
- (6) 業務実施者は、本業務に従事している間、本業務以外の廃棄物を収集運搬してはならない。
- (7) 受注者及び業務実施者は、業務を履行するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年むつ市条例第 3 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及びその他の関係法令を遵守し、誠実に業務を履行しなければならない。

11. その他

受注者及び業務実施者は、災害等により一時的に大量の廃棄物が発生し、発注者からその収集運搬について協力要請があったときは、最大限の協力をしなければならない。

令和3年度 むつ市粗大ごみ収集運搬業務負担見込一覧表

【収集ごみ種：粗大ごみ】

No.	地区	収集日	収集箇所数 [ヶ所]	稼動日数 [日]	収集運搬量 (見込) [t/年]	走行距離 (見込) [km/日]	搬入回数		備考
							最大 [回]	最小 [回]	
1	むつ市	第1木曜日	24	12	14	91	4	1	戸別回収 (予約制)
		第2木曜日	24	12	14	73	4	1	
		第3木曜日	22	12	12	104	4	1	
		第4木曜日	11	12	8	84	3	1	
2	川内・脇野沢	第2水曜日	13	12	9	189	4	1	
3	大畠地区の一部	第4水曜日	10	12	6	89	2	1	

※1. 収集箇所数は、令和3年2月までの実績を基に算出した1ヶ月あたりの回収申込戸数（見込）。

※2. 収集運搬量は、令和3年2月までの実績を基に算出した見込量。

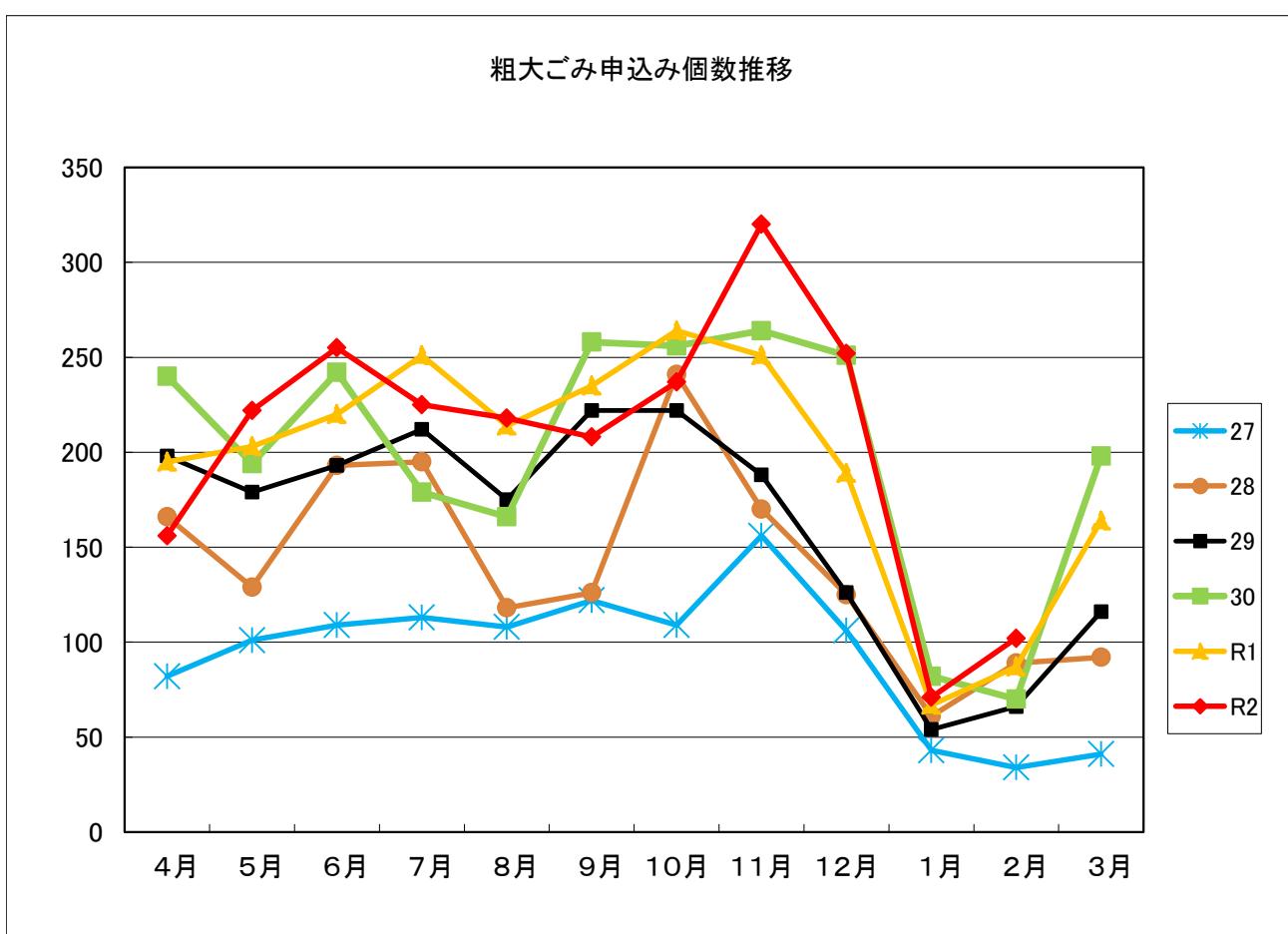
※3. 走行距離は、令和3年2月までの実績を基に算出した見込距離。

（ただし、最大積載量2,000kgのキャブオーバーを使用した場合とする。）

※4. 搬入回数は、1日当たりのアックス・グリーン搬入見込回数。

（ただし、最大積載量2,000kgのキャブオーバーを使用した場合とする。）

※5. 搬入回数はいずれも年間平均値であり、月ごとに大きな変動ある。平成26年度から令和3年2月分までの各月毎の申し込み個数実績の推移は下記のとおり。



[むつ市粗大ごみ収集運搬業務委託指定地区仕様書]

○収集場所等の指定

- ・収集日の2日前までにFAX又はEメールで収集区域内収集場所及び収集品目等を指定する。

○収集日及び収集区域

収集日	収集区域	
毎月 第1木 曜日	(むつ地区) 田名部地区 東通村方面	・中央一～二丁目・緑ヶ丘・十二林・美里町・長坂・岩菜 ・金谷一～二丁目・松山町・小川町一～二丁目 ・本町・田名部町・柳町一～四丁目・栗山町・上川町・土手内 ・赤坂・斗南岡・最花・品ノ木・酪農
毎月 第2水 曜日	(川内地区) (脇野沢地区)	全域 全域
毎月 第2木 曜日	(むつ地区) 田名部地区 南通方面	・海老川町・緑町・下北町・新町・昭和町・仲町・若松町 ・苦生町一～二丁目・金曲一～三丁目・大曲一～三丁目 ・南町・松原町・赤川町・南赤川町・一里小屋・大字奥内地区 ・大字中野沢地区
毎月 第3木 曜日	(むつ地区) 大湊地区 西通方面	・旭町・山田町・文京町・並川町・荒川町・松森町・越葉沢 ・大平町・大湊新町・大湊浜町・大湊上町・川守町・宇田町 ・大湊町・桜木町・宇曾利川・大字城ヶ沢地区
毎月 第4水 曜日	(大畠地区)	・湯坂下・赤川・木野部・二枚橋・孫次郎間 ・新町・中島・湊村・東町(伊勢堂・筒万坂・本門寺前・庚申堂) ・高橋川・小目名・薬研・堂近・関根橋・谷地道・正津川(平・高待)
毎月 第4木 曜日	(むつ地区) 北通方面 (大畠地区)	・横迎町一～二丁目・女館・槌川目・尻釜・宮後・樅山 ・大字関根地区 ・上野(水木沢旧路線上下)・本町・南町(観音堂、松ノ木)・兎沢

○臨時の収集日として指定する日

対象収集日	臨時の収集日として指定する日
毎月 第1木 曜日分	第1木曜日の翌日の金曜日
毎月 第2水・木 曜日分	第2木曜日の翌日の金曜日。 ※ただし、第2水曜日及び第2木曜日の両方において、収集が困難な粗大ごみが生じた場合には、第2水曜日分を優先して指定する。
毎月 第3木 曜日分	第3木曜日の翌日の金曜日
毎月 第4水・木 曜日分	第4木曜日の翌日の金曜日。 ※ただし、第2水曜日及び第2木曜日の両方において、収集が困難な粗大ごみが生じた場合には、第2水曜日分を優先して指定する。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 每月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4()曜日。